

令和4年度第4回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和4年12月21日（水）

立川市福祉保健部保険年金課

## 令和4年度第4回立川市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和4年12月21日（水） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所 本庁舎 302会議室

出席委員 被保険者代表（5名）  
田尻 隆子 西村 徳雄 萩原 幸夫 宮本 直樹  
山田 廣幸

保険医及び保険薬剤師代表（4名）  
五十嵐 弥生 平田 俊吉 森谷 健一 石原 一生

公益代表（5名）  
頭山 太郎 山本 みちよ 浅川 修一 黒川 重夫  
木村 辰幸

被用者保険等保険者代表（2名）  
藤田 美奈子 澤口 賢一

出席説明員 副市長 田中 良明  
保健医療担当部長 浅見 知明  
保険年金課長 横田 昌彦  
財政課長 佐藤 岳之  
健康づくり担当課長 田村 信行  
保険年金課業務係長 小安 裕史  
保険年金課医療給付係長 熊谷 由希雄  
保険年金課賦課係長 高橋 定洋

書 記 保険年金課業務係 加藤 亜美

## 次 第

- 1 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について
- 2 その他

## 資 料

- 資料 1-1 立川市国民健康保険の現状（データ更新版）
- 資料 1-2 令和 5 年度国民健康保険事業費納付金の算定に関する要望について
- 資料 2-1 国保保険料賦課限度額について
- 資料 2-2 国保保険料賦課限度額について（モデルケース）
- 資料 3-1 次期財政健全化計画と今後の保険料の考え方
- 資料 3-2 立川市第 2 次行政経営計画（抜粋版）

令和4年度第4回立川市国民健康保険運営協議会

令和4年12月21日

【保険年金課長】 定刻となったので、国民健康保険運営協議会を始める。

【会長】 これより令和4年度第4回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。会議の成立要件の確認について事務局より説明をお願いする。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 議録署名委員の選任を行う。

(会議録署名委員の指名)

次に、事務局より資料の確認をお願いする。

【業務係長】 (資料を確認)

【会長】 議題1「立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について」前回と同様に、事務局より説明を受け、資料等についての質疑応答を行う。次に、事項に対する審議を行う。令和5年度の保険料と財政健全化計画について、まとめて委員の考えを聞きたいがよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 異議がないようなので、事務局より説明をお願いする。

【保険年金課長】 議題1に係る資料1から資料3の説明をする。

資料1-1は、前回の運営協議会資料1に、令和5年度の国民健康保険事業費納付金の

額を追記した資料である。今回記載した額は、東京都の仮係数に基づく見込額であり、令和5年度の納付金の額は約57億1千万円となり、令和4年度に比べ3億5千5百万円ほどの増となっている。

資料1-2は、東京都市国民健康保険協議会より、東京都に提出した要望書である。今回、東京都より示された仮係数に基づく令和5年度の事業費納付金の額は、令和4年度に引き続き、前年度から増となった。

この件で、各市町村より東京都の試算の見直し及び都独自の財政支援を求める声が多く上がり、今回要望書として東京都に提出することとなったものである。また、同様の要望書が、東京都市長会からも12月9日付で出されている。

これらの要望に対して、本日現在、東京都より回答はまだ来てないが、来年1月には確定した係数で納付金額が示される予定である。

資料2-1は、国民健康保険料の上限額である賦課限度額の法定上限額、多摩26市の平均、立川市の平成31年度から令和4年度までの推移となっている。

平成31年度までは、立川市の賦課限度額は法定上限額と同額であったが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料及び賦課限度額を令和4年度まで据え置いていた。そのため、今年度までで法定上限額とは6万円の開きがあり、多摩26市の平均と比べても5万円超の差額となっている。

さらに、法定上限額は、令和5年度も2万円増額することが国の方針として示されていることから、今回、賦課限度額を2万円引き上げた場合の試算結果を資料としてお示しした。

資料の下段の表では、賦課限度額は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの区分ごとに分け、今回は法定額と現時点で4万円の乖離が生じている医療給付費分の賦課限度額を2万円増額した場合で試算をしている。令和5年度の保険料算定において、医療給付費分の賦課限度額が61万円を超える見込みの世帯数は538世帯で、うち29世帯は保険料額が61万円から63万円となる世帯、509世帯は保険料額が63万円以上となる世帯である。今回、上限を2万円引き上げることによって、保険料額が61万円から63万円となる世帯では1世帯当たり平均1万722円の保険料が増となり、保険料額が63万円以上となる世帯では2万円の増となる。

また、この引上げを行うことによって、立川市の国民健康保険の令和5年度保険料収入

は調定ベースで約1,049万円の増となる見込みである。

次に、資料2-2は、資料2-1の試算結果のモデルケースをお示ししたものである。左側の表について、おおむね世帯所得額が750万円超の方々が今回の引上げの影響を受けることとなり、その比率は全世帯の約1.8%となっている。資料の右側が、世帯構成等の所得ごとのモデルケースである。

資料3-1は、次期財政健全化計画と今後の保険料の考え方についてお示ししたものである。

令和5年度の国民健康保険事業費納付金が、令和4年度からさらに増となる見込みとなったことにより、財政健全化計画の目標額も改めて検討が必要となっている。そうした状況を踏まえ、次期財政健全化計画の策定期と今後の保険料の考え方についてお示した。

今までの財政健全化計画については、その1年当たりの削減目標額を「1人当たりの保険料がどのくらい上がるのか」といったことを主に判断の材料としていたが、次期計画の策定に当たっては、そうした視点に加え、「一般会計からの繰出金全体における国民健康保険事業の割合の動向」、「一般会計における経常一般財源と、それに対する法定外繰入金の割合についての他市との比較」といった視点も加えて、検討することを想定している。

次期財政健全化計画については、その策定年度を次期行政経営計画と合わせることであり、一般会計、国保会計の両面から財政上の問題の共有を図りたいと考えている。

資料の下段は、令和5年度から令和7年度までの保険料の考え方を示している。次期財政健全化計画を令和7年度からスタートさせた場合、令和6年度までは現行計画に基づいて赤字の削減を図っていくこととなる。令和5年度は、前回の運営協議会での御議論の内容も踏まえ、保険料率等の変更は行わず、今回御議論いただく「賦課限度額のみを2万円引き上げた場合」という形で記載している。

令和6年度は、現行の計画に基づき、削減予定額を8,226万3,000円とし、その額を基準として複数の削減予定額、保険料改定案を提示した上で、運営協議会にて御審議いただくこととしている。

令和7年度は、次期財政健全化計画に基づき、同7年度の削減予定額を基準とし、複数の削減予定額、保険料改定案を提示した上で、運営協議会にて御審議いただくことを想定している。

最後に、資料3-2は、資料3-1で説明した現行の行政経営計画である「立川市第2

次行政経営計画」の抜粋版である。

【会長】 資料及びただいまの説明について御質問はあるか。

【A委員】 資料1－2で、東京都市国民健康保険協議会から東京都に納付金の算定に関する要望が出され、都独自の財政支援や国への財政支援を要望するという内容になっており、市長会からも同じような要望が出されたということで、回答はないということだが、この東京都の対応によっては納付金が変わってくる場合もあり、保険料や、今後の計画ということについても変わっていくのだと思うが、どのような見通しになっているのかということをお聞かせいただきたい。もう1つ、来年度の保険料について、コロナへの支援や給付金を受けて、それが収入や所得に算定されてしまったら、保険料が上がってしまうという危惧や相談があり、来年の保険料の減免の対応について、どのように認識をされているのか、教えて欲しい。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 御質問いただいた仮係数と確定係数で納付金がどれくらい変わってくるのかについて、昨年ベースでは、令和4年度の仮係数での事業費の納付金は54億5,800万円、確定係数での事業費納付金は53億5,500万円ということで、約1億300万円の減となっている。

また、保険料の算定に当たって、国などからもらえる交付金や補助金が保険料の算定の基になってしまうというところだが、保険料の減免というのが国の施策の中で行っていることであり、含めるか、含めないというところは国の考えによる。今後どのような形で国が方向性を示すのか注視していきたい。それに基づいて、市のほうでも適切に対処したい。

【会長】 A委員、よろしいか。

【A委員】 もう少し明確に、減免の措置について教えていただきたい。

それから、もう1つ追加で、限度額の引き上げで影響する世帯について、750万円以

上の所得の世帯を全部一まとめとしているのを、もう少し刻んで検討するのは難しいのか。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 国民健康保険のコロナ減免の対象世帯は、収入額の減少が対前年比で30%以上であるという要件がある。国からのコロナに関する補助金等をもたらわれている場合、それが保険料計算の算入の中に含まれる。

【賦課係長】 補足説明をする。コロナの助成金等は、国の考え方として、課税所得になっており、それが国民健康保険料にも影響している。

来年度は、まだコロナ減免の話が国から何も来ていない状況である。国の補助がなければ、市独自でやるのかという話をお伝えするのは難しい。財政状況が厳しいので、市の持ち出しでやることは、厳しいところはある。今は、コロナ減免は100%交付金で賄えるという状況で、市の持ち出しなしでやっている。来年度は、国からの情報があって初めて検討できるという状態である。

【保険年金課長】 2つ目の質問については、資料に、賦課限度額の引上げで保険料が増加する世帯（目安）と書いており、所得が750万円以上の方々が今回の賦課限度額の引上げを行った場合について保険料が増となる見込みが高く、その比率が1.8%というところを見ていただくおおむねの目安として示している。

【会長】 他に質問はないようなので、資料等についての質問は以上とし、これから各委員より意見をいただきたい。

令和5年度の保険料及び今後の財政健全化計画について、前回の議論の中で、国保財政は大変厳しい状況にあるが、長引くコロナ禍や歴史的な物価高騰の影響を考えると、令和5年度の保険料は据え置かざるを得ないなどの意見があった。また、賦課限度額については、今回、事務局より引上げの試算の資料提供があった。

以上のことなどを踏まえて、皆さんから意見を頂戴したい。



【B委員】 最近の新聞報道でも、物価高で家計への負担は年間9万6千円増、来年さらに4万増との予想があり、家計へ負担がかかっている。今回は、保険料は据え置くべきだが、賦課限度額については上げることはやむを得ない。本来は、保険料と賦課限度額はセットと思うが、世情を鑑みて、やれることからまずやっていくべきと思う。

次期財政健全化計画については、事務局が示したやり方でぜひ進めていただきたい。これを進めることによって、市民によりよく理解していただいて、体制づくりをすすめていくべきと思う。

【C委員】 物価高の状況もあり、令和5年度は、保険料は据え置きの方でいくべきと考える。賦課限度額については、上がる世帯には申し訳ないとの思いもあるが、上げなければ、他市との差が広がってしまうことや、いずれは解消しなければならないことを考えると、致し方ないと思う。

財政健全化計画については、事務局が示した資料の方向でやってもらえたらと思う。その際はぜひ、市民に分かりやすい、見える化といった形でやってほしい。

【A委員】 私は、保険料を値下げして欲しいとお伝えしたが、市で保険料の据え置きを考えていることは、一定の評価をしたい。暮らしが追い詰められている状況で保険料の値上げを見送るのは、はやむを得ないと考える。賦課限度額については、据え置いた方がいいのではないかと思う。

財政健全化計画については、市民負担も考え、なるべくゆるやかな計画を立てるべきと思う。

【D委員】 令和5年度は、賦課限度額のみ引き上げでしようがないと思う。個人的には、国立市と比較すると立川市の均等割額はかなり高いと感じるが、赤字解消に向けて考えると、上げていかざるをえないと承知している。医療費がかなり上がっているので、保険料も上げざるをえないのは分かるが、例えば、土日診療や夜間診療の医療費がアップする日時の受診を控えるなどの医療費を抑制する方法を国保の加入者に提案していったらどうかと思う。

【E委員】 令和5年度の保険料については、据え置きはやむを得ない。本来は計画の1/5でも上げるのが筋論と思うが、コロナや物価高騰の影響がまだまだあるという観点から、令和5年度は据え置きと考える。ただ、今後もこのまま一般会計から繰入を続けるのは、反対である。ある程度のルールのもとでやらなくてはならないことはやって、それを補填する意味で若干一般会計からもってくるということで然るべきと思う。賦課限度額は、上げるべきと思う。その影響が出る中・高額所得のみなさまには理解いただいて、システム維持に寄与して頂きたい。国保被保険者に上手く説明をすることが大事で、理解を深めてもらうことが重要である。

財政健全化計画については、事務局が資料3-1で示している考えでよいと思う。国立市と比較して保険料が高いという話があるが、市によって状況が違うので、立川市の考えで進めていってよいと思う。参考として他市を見るのはよいが、実態が違うので同じく考えるということには、あまり賛同はできない。

【F委員】 後期高齢者の保険料の引き上げの話がある一方で、立川市の国民健康保険料については据え置きということだが、制度維持という観点から、今後よく考えていかななくてはならないと思う。後期高齢者の保険制度の状況等を見ても、国民健康保険料は次の年度の6年度からは確実に上げていかないと市民の理解が得られないと思う。

【G委員】 令和5年度の保険料については、変更はせず据え置きと考える。理由は他の人から出た意見と同様。保険料は少しずつ上げていくことが大切と考える。保険料の据え置きが複数年度続いている状況で、将来物価高騰やコロナがおさまったときに、保険料が急激に上がるということがあってはならない。賦課限度額引き上げについてはぜひやるべきと思う。他と差がついているので、金額が2万円かよいかと疑問に思う。ついた差を急激に埋めるべきではなく、2万でなくもう少し引き上げてよいのではと思う。

財政健全化計画については、こういう状況なので、削減年度の後ろ倒しはやむを得ない。事務局が示した資料3-1に賛同する。

【H委員】 新型コロナや物価高騰の社会情勢を考えると、令和5年度の保険料の据え置きはやむを得ない。賦課限度額引き上げについても、影響世帯が少ないことや世帯所得

水準を考えても、やむを得ないと考える。病気にかかる予防策や重症化防止対策の強化等、保健事業のさらなる工夫を行うとともに、収入率向上に向けて可能な限り合理的な範囲で取り組み強化を進めてもらいたい。そのことは今後の赤字解消額、削減額、保険料改定増額に直接影響がでてくるので、早め早めにスタートし、これからの次期財政健全化計画に結び付けていく努力が絶対に必要と考える。

【I委員】 令和5年度は保険料の変更は行わず、賦課限度額のみ2万円の引き上げでよろしいかと思う。ただし、令和6年度以降は、保険料は必要な部分は引き上げなくてはならないと思う。

【J委員】 保険料の据え置きは物価高なのでしかたがないと思うし、賦課限度額を増やすこともやむを得ないと思う。

財政健全化計画については、医療の立場からすると、医療費の高騰が非常に問題となってくる。医療費が高騰する原因に、薬の残りということがある。残薬調整をしてもらうことが必要。

残薬調整を上手くやると医療費を減らすことにつながるなので、具体的な方法を考えてもらいたい。例えば、ジェネリックカードのように残薬カードを作って、薬局に出すことで、薬局で調整する制度をつくるなど。ただ一方、医者立場からすると、残薬調整は減収になるので、そこを変えていかないと残薬調整は進まないかもしれないが、ぜひやってもらいたい。

【K委員】 みなさまから言われているとおり、世の中の現状を踏まえて、保険料の据え置きと賦課限度額を2万円上げるとするのはそのままでもよろしいと思う。

財政健全化計画も、市の提出している資料のとおりでもよろしいと思う。

今あったように、医療費が高騰してくるのはどうにかする必要があり、大きな病気になる前の予防や健診をもっと重要視していくべき。例えば歯科でも、口腔から全身の病気になることはエビデンスがでてきている。歯科健診を毎年やって、早めに措置をすることで、大きな病気を防げるので、ぜひ国保の方からもやってほしいと思う。

【L委員】 令和5年の保険料に関しては、据え置きもやむを得ないと思うが、先延ばしにすると後々苦しくなり、痛みがともなうのが目に見えているので、一刻も早く増やさざるを得ない。賦課限度額を2万円上げるのもやむを得ないと思う。

財政健全化計画については、資料3-1に賛成する。

先ほど話のあった残薬調整について、薬剤師の方からも積極的に患者に伝えているが、医者に申し訳ないとか叱られるから医者に伝えないで欲しいというような患者心理があるので、その対応をどうするか検討が必要。また、土曜13時以降、平日19時以降の時間外加算の算定があるが、比較的若く仕事のある人はその時間帯を利用する人がかなりいる。市からの広報等で上手くやることで、医療費削減になると思う。

【M委員】 私は保険料の据え置きを前提に考えたくはないと思っている。本来は上げるべきだが、物価高など諸所の事情を鑑みてやむを得ない。

これからの財政健全化については、物価がどのように高騰してきているかなどのデータを示すことが大切。例えば為替変動など様々な要因があって、それが少しでも改善されることがあれば、保険料負担を上げていくことはやむを得ない。

新しい財政健全化計画については、後ろ倒しになっているが、1年度でも早く解消できるような努力を示していかなくてはならないと思う。削減予定額も示してもらって、我々で議論し、考えていかなくてはならない。

賦課限度額についてもやむを得ない部分ではあると思うが、なぜ2万円かということは疑問に思う。

社労士の立場から話をすると、企業でも健康に非常に強く取り組んで、努力をしている。健康保持のための施策を提示していただきながら市として後押しをして、予防にも力を入れて両輪でやっていかなくてはならないのではと思う。

【N委員】 自身は意見を伝える立場ではないと思うが、医療費は年々増加傾向で、安定的な供給を行うには、それなりの財源が必要。健保組合では財源が枯渇すると解散となるので、財源である保険料・保険料率を上げることは慎重に検討を行っている。

医療費を抑えるには健康体でいなくてはならないので、健康づくりが重要。

【〇委員】 被用者保険の立場から前回も厳しい意見をさせていただいたが、保険料の据え置きには賛成しかねる。財源は限りあるもので、一般財源から国保財源に勝手に入れるのは、他の市民から十分理解が得られているか非常に疑問である。市の説明責任として、分かるように市民に説明して頂きたい。市民は様々な支払いをしており、2重3重に税金を支払っている。使ったものを払わず、他からもらってくるという安易な考え方では絶対にいけない。これを解消するために、財政健全化計画については、計画を後ろ倒しにせず我々の世代で解消していく方法をとって頂きたい。

【会長】 皆様から御意見を頂戴した。

全体としては、やはり一定の負担はすべきであろうが、現状を考えると、令和5年度の保険料の据え置きはやむを得ない。限度額2万円引き上げについても、低すぎるという意見もあったが、全体としてはよろしいのではということだった。

財政健全化計画については、市で作成した案で概ね賛成であるということが全体的な意見であるというふうにお伺いした。

保険料の一定の引き上げは認めつつ、今現状は難しいというのが総意であろうと思う。意見は概ね集約できた。次回の1月16日は、本文及び議論の経緯などをまとめた「答申案」を用意する。それを基に最終協議・確認を行いたいと思う。

それでは、次に、「その他」として、事務局から何かあるか。

【保険年金課長】 第5回運営協議会は、令和5年1月16日月曜日、午後1時30分から、場所は今回と同じ302会議室での開催を予定している。

【会長】 予定された議題は以上となるので、本日の国民健康保険運営協議会を終了する。

— 了 —